

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）で使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

(1) バリアフリー基準

建築物移動等円滑化基準（法第14条第3項により条例で付加した基準（条例第16条から第23条までに定める基準）を含む。）をいう。

(2) 建築設計標準

バリアフリー設計の標準ガイドラインとして、国土交通省が定めた高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準をいう。

(3) とっとりUDマップ

県がバリアフリー基準に適合する建築物の位置、仕様、その他の情報を掲載し、公表する電子地図をいう。

(4) 認定特定建築物整備事業

社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章ロ-16-(6)バリアフリー環境整備促進事業第5第3号に掲げる認定特定建築物の移動システム等整備事業をいう。

(5) 特定建築物バリアフリー整備事業

特定建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。次号の特別特定建築物において同じ。）のバリアフリー化に資する事業で、新築、増築若しくは改築（以下「新築等」という。）、又は改修若しくは用途変更（以下「改修等」という。）に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備事業をいい、次号に該当する事業を除く。

(6) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

特別特定建築物のバリアフリー化に資する事業で、新築等にあつては条例第13条に定める特別特定建築物、条例第19条第1項の規定により設置するエレベーター及び施行令第5条に掲げる用途の建築物で新築等に係る床面積が2,000㎡（公衆便所にあつては50㎡）未満のもの、改修等にあつては国要綱附属第Ⅱ編第1章ロ-16-(6)第5項第4号に掲げる既存建築物バリアフリー改修事業に該当し改修に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備事業をいう。

(7) とっとりUD認証施設整備事業

特別特定建築物のUD化に資する事業（前号に該当する事業を除く。）で、新築等又は改修等により条例第24条第1項に規定するとっとりユニバーサルデザイン認証基準（規則第10条第1項により定めるとっとりUD施設認証制度要綱（令和4年9月28日第202200144786号鳥取県生活環境部長通知。以下「UD施設認証要綱」という。）第3条の認証基準をいう。）に適合させる整備事業をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。）による県内の特定建築物のバリアフリー化を促進し、もって本県における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等（とっとりUDマップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行う者に限る。）に対し、当該間接補助事業に要する経費（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備（以下「バリアフリー整備」という。）に要するものに限り、第2号、第3号及び第4号に掲げる事業にあつては、それぞれ別表1、別表2及び別表3の第4欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、別表1、別表2及び別表3の第2欄に定める額（当該額とバリアフリー整備に要する額のいずれか低い額）を限度とする。）に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の補助金を交付する。ただし、間接補助事業に係る補助の対象が同一である県の他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。

(1) 認定特定建築物整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

(2) 特定建築物バリアフリー整備事業

ア 交付割合 2分の1

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に8分の1を乗じて得た額以下

(3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

(4) とっとりUD認証施設整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、当該申請に係る間接補助事業について、国要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を市町村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると市町村が確認した日以降に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、間接補助対象経費の額に仕入控除税額を含めて交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条から第14条まで、第16条第2項後段、第17条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1） 間接補助対象経費の20パーセントを超える減

(2) 設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 前条第1項各号に規定する変更

(2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号）第3条に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書、とっとりUDマップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類、条例第24条第1項に掲げる認定証の写し（とっとりUD認証施設整備事業の場合に限る。）を添付しなければならない。

4 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（第1項の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月10日までに様式第5号により行わなければならない。

5 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して様式第6号により報告しなければならない。

6 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その

額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（既存事業の廃止）

- 2 次に掲げる要綱は、令和4年3月31日限り廃止する。

- （1）鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知）
- （2）鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知）

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年6月1日から施行する。

別表 1 特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費				
1 事業区分		2 補助対象上限 額（千円）	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用簡易便房（以下、「車椅子使用者用便房等」という。）の整備	新築等	1,300	車椅子使用者用便房等を整備すること。	(1)車椅子使用者用便房等の整備に要する経費から一般の便房の整備に要する経費を差し引いた経費 (2)自動ドア又は引き戸（便所の出入口に設置するものに限る。）の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3)大型ベッドの整備（車椅子使用者用便房に整備するものに限る。）に要する経費 (4)ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費 (5)高齢者、障がい者等の利用等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。）に要する経費
	改修等	3,300	道等又は車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用便房等及び利用居室まで、及び車椅子使用者用便房等から利用居室までの経路（当該便房と同一の階にあるものに限る。）がバリアフリー基準に適合すること。	(1)車椅子使用者用便房等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)新築等に係る補助対象経費の第2号から第5号に掲げる経費 (3)玄関（移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。以下同じ）から車椅子使用者用便房等及び利用居室まで、並びに車椅子使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費
2 エレベーターの整備	新築等	3,300	移動等円滑化経路を構成するエレベーターであること。	エレベーターの整備に要する経費
	改修等	22,000	移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物の全体がバリアフリー基準に適合する場合に限る。）であること。	エレベーターの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
3 玄関の整備	改修等	3,300	道等又は車椅子使用者用駐車施設から玄関までの経路がバリアフリー基準に適合すること。	(1)自動扉又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（第4項に掲げる整備と重複するものを除く。） (3)道等又は車椅子使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等に配慮する整備（建築設計標準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。）に要する経費
4 音声誘導装置及び点字表示板（以下「音声誘導装置」という。）の整備	新築等 改修等	1 か所当たり 1,000（3 か所以内）	移動等円滑化経路内に設置する音声誘導装置等であること。	音声誘導装置等の整備に要する経費

等」という。)の整備				
5 オストメイト用設備の整備	新築等 改修等	1,100	オストメイト専用の流し及び温水が出る混合水栓を備えたものであること。	オストメイト用設備の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
6 車椅子利用者用駐車施設の整備	新築等 改修等	2,200	車椅子利用者用駐車施設に屋根を設け、かつ当該車椅子利用者用駐車施設から玄関までの経路をバリアフリー基準に適合させること。	(1)車椅子利用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経費 (2)車椅子利用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (3)前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す車椅子利用者用駐車施設の整備に係るものに限る。）に要する経費 (5)前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費（改修等の場合に限る。）
7 電光表示板、フラッシュライト等の整備	新築等 改修等	500	聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備であること。	(1)電光表示板（案内所に設けるものに限る。）の整備（当該整備に伴い発生する関連工事を含む。）に要する経費 (2)フラッシュライト等の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
8 建築主の提案によるバリアフリー基準に適合させる整備	改修等	500	建築物の床面積が1,000平方メートル未満であること。	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第1項から第7項の整備に伴うものに限る。）に要する経費 (2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示すものに限る。）に要する経費

別表2 特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費					
1 事業区分		2 補助対象上限額 (千円)		3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便房等の整備	新築等	1,300		別表1第1項第3欄に掲げる新築等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費
	改修等	3,300 (5,500)		別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費
2 玄関の整備	改修等	3,300 (5,500)		別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)別表1第3項第4欄第1号、第3号及び第4号に掲げる経費 (2)音声誘導装置等の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費(第18項に掲げる整備と重複するものを除く。)
3 洋式便器の整備	改修等	第3項から第15項までに掲げる整備に係る額の合計 5,550	1箇所当たり 500	既存の和式便器を洋式便器に取り換えること。	洋式便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
4 小便器の整備	改修等		1箇所当たり 300	既存の小便器(受け口の高さが35センチメートルを超えるものに限る。)を低リップ型の小便器に取り換えること。	低リップ型の小便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
5 自動水栓器具の整備	改修等		1箇所当たり 200	便所に備え付けた手洗い器の水栓(既存の水栓が自動式でないものに限る。)を自動式の水栓に取り換えること。	(1)自動式の水栓の整備に要する経費 (2)洗面器の整備(前号に伴い必要な場合に限り、その他必要となる工事を含む。)に要する経費
6 車椅子使用者用簡易便房のブースの整備	改修等		1箇所当たり 800	利用居室から車椅子使用者用簡易便房までの経路に段差を設けないこと。	車椅子使用者用簡易便房に係るトイレブースの整備(当該整備に伴い必要となる工事を除く。)に要する経費
7 便所の出入口の整備	改修等		1箇所当たり 1,800	便所の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1)自動ドア又は引き戸の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
8 便所の手すりの整備	改修等		1箇所当たり 55	便房に手すりを整備すること。	手すりの整備に要する経費
9 ベビーチェアの整備	改修等		1箇所当たり 100	便房にベビーチェアを整備すること。	ベビーチェアの整備に要する経費

10 乳児用おむつ交換台の整備	改修等		1箇所当たり200	乳児用おむつ交換台を整備すること。	乳児用おむつ交換台の整備に要する経費
11 手すりの整備	改修等		1メートル当たり15	移動等円滑化経路を構成する敷地及び建築物の通路に手すりを整備すること。	手すりの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
12 廊下の整備	改修等		1メートル当たり100	移動等円滑化経路を構成する廊下の幅をバリアフリー基準に適合させること。	廊下幅の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
13 利用居室の出入口の整備	改修等		1箇所当たり1,800	利用居室の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	（1）引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 （2）出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
14 誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	改修等		1平方メートル当たり25	移動等円滑化経路及び視覚障がい者移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する経費
15 利用居室の段差解消用の整備	改修等		1箇所当たり200	利用居室内の段差を解消すること。	段差解消用のスロープの整備に要する経費
16 ホテル又は旅館の客室（政令第15条第1項に規定する客室。以下単に客室という。）の整備	改修等	5,500		ホテル・旅館に客室を整備するとともに、道等又は車椅子利用者用駐車施設から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること。	（1）客室の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 （2）玄関から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 （3）高齢者、障がい者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）
17 別表1第2項及び第4項から第7項に定める新築等又は改修等の事業		別表1第2欄各項に掲げる額		別表1第3欄各項に掲げる要件	別表1第4欄各項に掲げる経費
18 建築主の提案によるバリアフリーの整備	改修等	500		別表1第8項第3欄に掲げる改修等の要件	（1）移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第1項から第17項の整備に伴うものに限る。）に要する経費 （2）別表1第8項第4欄に掲げる経費

※（ ）内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。

別表3 とっとりUD認証施設整備事業

間接補助対象経費				
1 事業区分		2 補助対象上限額 (千円)	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便所の整備	新築等	2,600	UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	(1) 別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費 (2) UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等	6,600(11,000)	UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準及び別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件に適合すること	(1) 別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費 (2) 第1項の新築等の第4欄(2)に掲げる経費
2 玄関の整備	改修等	6,600(11,000)	UD認証要綱別表1(2)の第3欄に掲げる認証基準及び別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件に適合すること	(1) 別表2第3項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(2)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
3 ホテル又は旅館の客室の整備	改修等	11,000	UD認証要綱別表1(6)の第3欄に掲げる認証基準及び別表2第16項3欄に掲げる改修の要件に適合すること	(1) 別表2第16項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(6)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
4 車椅子使用者用駐車施設の整備	新築等	4,400	UD認証要綱別表1(3)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	(1) 別表1第6項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(3)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等			
5 高齢者又は乳幼児用設備の整備	新築等	1,100	UD認証要綱別表1(8)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費 (建築設計標準に示すものに限る)
	改修等			
6 UDアドバイザーの助言に係る構造及び設備に関する整備	新築等	1,000	UD認証要綱別表1(12)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費 (建築設計標準に示すものに限る)
	改修等			
7 別表2第1欄各項に掲げる新築等又は改修等の事業(第1項から前項に定める事業を除く。)	別表2第2欄各項に掲げる額		別表2第3欄各項に掲げる要件	別表2第4欄各項に掲げる経費

※ ()内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。

様式第1号（第5条）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

（単位：千円）

1 事業区分	2 事業実施 (予定)箇所	3 事業費	4 間接補助対象 経費	7 県補助金 交付申請額	8 備考
合 計					

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

- (1) 認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額
- (4) とっとりUD認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（ ）書すること。

3 事業開始予定年月日

4 事業完了予定年月日

5 （対象施設が特定されている場合）他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

6 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

様式第 2 号（第 5 条、第 11 条関係）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源 区分	区分 財源内訳	予 算			決 算 （見込み）
		当初議決 （予定） 年 月 日	回 補正議決 （予定） 年 月 日	計	
一般財源	税収入				
特定財源	国庫補助金 県補助金 地方債 その他の財源				
計					

（注） 2 回目以降の変更（補正）の場合は、変更前の予算額を上段に（ ）書きすること。

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科 目 (項) (目) (節) 計	予 算 額			流用等 増△減額	予算 現額	支払額	繰越額	不用額	摘要
	当初 計上額	補正 増△減額	計						

（注） 2 回目以降の変更（補正）の場合は、変更前の予算額を上段に（ ）書きすること。

第 号
年 月 日

様

事務所長

年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（令和4年3月30日付第202100323861号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第1項及び第6条第3項規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、收受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号）の規定に従わなければならない。

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：千円)

1 事業区分	2 間接補助事業者氏名	3 建物名称 (用途)	4 事業 実施箇所	5 事業費	6 間接補助対象 経費	7 県補助金額	8 備考
合 計							

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

- (1) 認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額
- (4) とっとりUD認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 配置図
- (2) 事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類
- (3) とっとりUDマップ掲載申請書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 事業開始（予定）年月日

4 事業完了（予定）年月日

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

- ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。
- ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。
- ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

6 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

年 月 日

事務所長 様

住所
申請者 氏名

年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
年度までの実績①	円	円
年度における実績②	円	円
年度以降の実施予定③	円	円

（注）①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 交付された補助金等の額の確定額

金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）

金 円
- 5 添付資料

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

(3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第6号 別紙 (第11条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
 - 2 法人住所
 - 3 代表者職氏名
 - 4 補助事業名
 - 5 補助金額
 - 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
 - 7 6の計算方法や積算の内訳
- (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課 税 仕 入 れ	非課税仕入			非課税仕入 れ	合 計
			課税売上 対応分	非 課 税 売 上対応分	共 通 対 応 分		
経 費 の 内 訳							

(2) 課税売上割合	%
------------	---

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法